

メンタルレター

mental letter

R7年10月 第28号

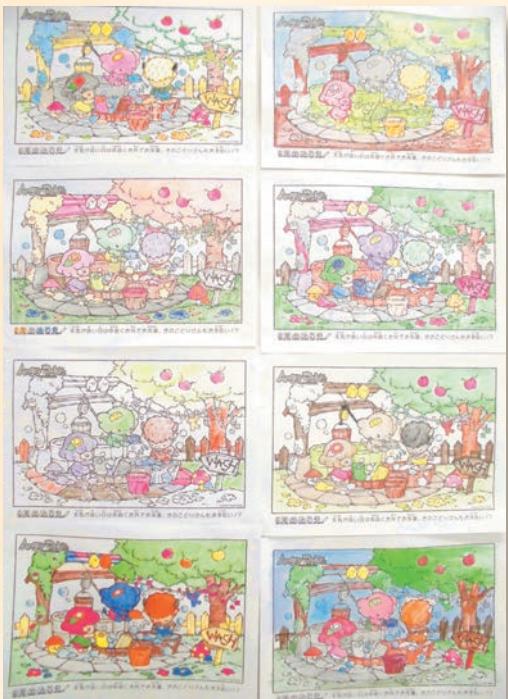
発行 岐阜県精神保健福祉協会
〒500-8385岐阜市下奈良2-2-1
岐阜県福祉・農業会館 3F
TEL 058-273-5720
URL <https://seisinhoken.sakura.ne.jp>

特集

「心の健康を支える専門職Ⅲ」



「万博気分を盛り上げよう～ミャクミャク作り～」
折り紙で作りました(^^) 集合すると可愛さ倍増です!!



医療法人杏野会
各務原病院の作品

「大人の塗り絵」

細かい部分も多いですが、皆さん集中して取り組みました。季節ごとに内容も変わるので、毎月、楽しみにしているメンバーさんも多いですよ。



「絵手紙」

送る人を思いながら、線香花火を描きました。浴衣の袖は千代紙で雰囲気を出したところがポイントです。夏の気分が高まります。



「おしゃれリースを作ろう」

拾ってきた松ぼっくりやドングリを使って、リース作りにチャレンジ!!
ドングリに顔を描く細かい作業は大変でしたが、みなさん素敵な作品ができました。



「狐のお面作り」

夏祭りに向けて作成しました。材料は牛乳パックです(*^-^*)
それぞれ表情が違って、可愛いですよね。

特集 1

認知症疾患医療センターとは

岐阜県認知症疾患医療センター黒野病院 浦木幸恵

日本では高齢化が進み、認知症を抱える高齢者の数も年々増加しています。こうした状況の中、認知症疾患医療センター（以下、センター）は認知症に関する専門的な医療と支援を提供する施設として重要な役割を担っています。しかしながら、センターがどのような活動をおこなっているかについては、あまり知られていないかもしれません。今回、当院のセンターにおける具体的な取り組みについて紹介したいと思います。

現在、岐阜県内には8つのセンターが設置されています。当センターは岐阜県から委託を受けて平成23年5月に設置されました。当センターでは、認知症の診断や治療に加え、他の医療機関や事業所と連携をしながら継続的な支援をおこなうほか、認知症に対する理解を深めるための啓発活動にも力を入れています。

○適切な治療と多職種連携

当センターでは、医師による診察に加え、画像検査や心理検査などを組み合わせて認知症の鑑別診断をおこなっています。診断後は、ご本人やご家族と今後の治療方針について話し合い、必要に応じて介護保険制度や福祉サービスへの橋渡しもおこないます。「認知症」と一言で言っても、症状の現れ方や進行の速度、生活環境や家族の状況などは人それぞれ異なります。そのため、医師だけではなく、看護師・作業療法士・臨床心理士・精神保健福祉士など多職種が連携し、チームで支える体制を整えています。カンファレンスや情報共有を通して、一人ひとりに合った支援を提供しています。

○認知症の相談業務

認知症に関する不安や疑問を抱える方は少なくありません。当センターでは、ご本人・ご家族・地域住民の方、そして認知症に携わる関係機関の方からの相談を受け付けています。

当センターが設置された当初は、認知症状が悪化し、ご家族が疲弊して受診の相談につながるケースが多くかった印象があります。そのような相談の中でも、「話を聞いてもらえて気持ちが楽になった」と声をかけてもらうこともあります。相談員としての役割を実感する場面もあります。最近はご本人から「物忘れが気になるので調べてほしい」という相談も増えてきました。認知症への関心が高まっているので嬉しく感じています。

相談を通じて、適切な医療や支援につなげることは、ご本人やご家族が安心して生活を送るための第一歩です。今後も、誰もが気軽に相談できる窓口として支援を続けていきたいと考えています。

○認知症の啓発活動

認知症を正しく理解することは、予防や早期発見につながります。当センターでは、地域住民を対象とした「認知症勉強会」を開催し、医師や専門職が認知症に関する知識や対応方法を分かりやすく紹介しています。

また、ご本人やご家族、地域住民の方が気軽に集うことができ、認知症の予防について学べる「認知症カフェ」も運営しています。社会から孤立しないための居場所づくりとして、同じ悩みを抱える方が相談し合い、支え合える場を目指しています。さらに、認知症をテーマにした「認知症映画上映会」や、専門職による個別相談ができる「認知症相談会」など、さまざまな啓発活動にも取り組んでいます。

認知症は、誰にでも起こり得ることです。早期に気づき、適切な支援につながることで安心した生活を送ることができます。「もしかして…」と感じたときは、一人で悩まず、どうぞお近くのセンターへご相談ください。

特集2

若年性認知症への取り組み～就労支援～

岐阜県若年性認知症支援コーディネーター(大垣病院) 坂池良太

若年性認知症は65歳未満で発症する認知症の総称です。発症時就労をしている方の割合も多く、高齢の認知症の方とは異なる課題を抱えています。今回は就労支援の取り組みについてご紹介します。

若年性認知症の場合、はじめは仕事の疲れやうつ病を疑うケースが多く、異常であることには気づきますが、専門医への受診が遅れ認知症の診断を受けるまでに時間がかかることがあります。また、退職に伴う経済的な問題、主介護者が配偶者に集中すること、親の介護や子供の教育・結婚などのライフイベントと重なり家庭内で多くの課題を抱えることなどが特徴として挙げられます。

若年性認知症は、高齢の認知症と比べて数が少ないと利用できるサービスが限られるため、診断された後に本人や家族は今後の生活への不安を抱えやすいです。不安を少しでも減らし前向きになって頂けるように相談を受ける際には、右の図に記載されるように、

『気づき』

- 『診断後(雇用期間中)』
- 『退職後の支援』

の流れに沿って、その時に利用できるサービスが何かも含めて今後の支援について考えていきます。

活用できるサービスや社会制度の流れ



○若年性認知症の気づき

はじめに若年性認知症の症状や行動の異変に気づきやすいのは家族よりも職場の上司や同僚であることが多いです。

気づきのポイント：① 物忘れや意欲の低下、② 仕事や家事でのミスの増加、などが挙げられます。

若年性認知症の早期発見・早期受診には、職場での若年性認知症に関する「普及啓発」が重要になります。岐阜県若年性認知症支援センターでは、「企業向けの若年性認知症リーフレットの配布」や「職場の従業員向けの研修会」を開催しています。

○若年性認知症と診断された後、雇用期間中の支援

若年性認知症の人の就労継続支援を考える際まずは現在の職場での就労継続の方法を検討します。職場に訪問し、本人・家族・企業の方も含め話し合いを行います。「現状の仕事の確認」「できることとできないことの整理」「就労継続に対する各々の意向の確認」などをします。その際には、障害者職業センター(ジョブコーチ)、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関に入ってもらうこともあります。

会社としてはこれまで貢献してくれた従業員として今後も働き続けてほしいという思いがある反面、安全配慮義務（労働契約法に定められた、従業員の生命・身体の安全を確保して労働できるように会社が配慮すべき法的な義務）が果たせないことから雇用の継続が不可と判断されるケースもあります。診断後退職となる人も多くいます。そのため若年性認知症の人の就労継続のためには、どこをどう改善・工夫すればよいのか、どの部分の仕事なら任せられるのか、どのような周りのフォローがあれば業務を遂行できるのかなど、本人の認知症の症状と能力に合わせた業務負担の軽減を図ることが必要になります。

また、周りの人たちにも自ら認知症であることを伝え、従業員にも病気の特性について知ってもらうことでサポートを受けながら就労を継続することもできます。

会社の産業医や保健師、主治医との連携も大切であり、認知症の症状の変化とともに業務内容の変更、勤務時間の調整、障害者雇用枠での就労継続など様々な方法を検討していきます。発症したとしても、適切な仕事内容や環境があり、周囲の病気に対する理解があれば継続して働くことは可能です。

○退職後の支援

認知症という疾患の特性上、いつかは仕事ができなくなる日が来ます。退職後の社会参加の場として「障害者総合支援法による就労継続支援A型、B型事業所への通所」「精神科デイケアの利用」「若年性認知症カフェへの参加」などが挙げられます。

その後は介護保険に移行となります。若年性認知症の場合、発症から介護保険利用までの期間が長く、居場所づくり・社会参加が課題になります。働けなくなっても自分の居場所があり、社会との繋がりを持ち続けられることが大切です。診断後も地域で活躍できる若年性認知症の人が増えることを願い、若年性認知症の普及啓発と就労支援を継続していきます。

特集3

新たな障害福祉サービス「就労選択支援」について

岐阜県 障害福祉課 地域生活支援係 野崎禎暉

令和7年10月1日から新たな障害福祉サービス「就労選択支援」がスタートします。

現状の就労系障害福祉サービスの課題として、障がい者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障がい者の就労能力や一般就労の可能性について、障がい者本人や障がい者を支援する者が十分に把握できていないこと、一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されやすいことなどがあります。

このような課題を解決するため、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するために就労選択支援が創設されました。

就労選択支援を利用することにより、本人の就労能力などについて、本人と協同して整理することで、自己理解を促進することができ、また、関係機関と連携することにより、本人にとって適切な進路を選択することができるようになります。

対象者としては、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方となります。就労継続支援B型を利用する意向を有する方は、令和7年10月から、就労移行支援A型を利用する意向を有する方は、令和9年4月から原則、就労選択支援を利用し、希望する就労系障害福祉サービスを利用することとなります。現在、就労移行支援または就労継続支援を利用されている方も対象となります。

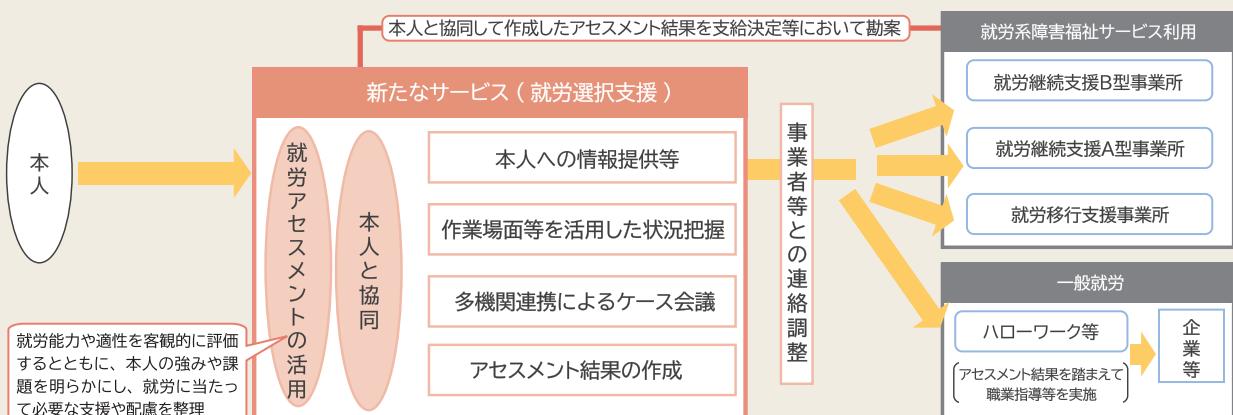
利用期間は、原則、1ヶ月となります。支援内容としては、施設実習先や企業等での実習場面を通じて、本人の作業能力や就労意欲、集中力等就労面の情報を把握し、本人や就労継続支援事業所等の関係機関による多機関連携会議において、アセスメント結果の共有や、本人が希望する就労に向けた支援の方向性等の検討を行い、その内容を基にアセスメントシートを作成します。

作成したアセスメントシートを踏まえ、必要に応じて、障害福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関での適切な支援の提供のため、連絡調整を行い、本人の進路選択の支援を行うこととなります。

令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方や就労選択支援の利用を希望される方は、お住まいの市町村や相談支援事業所へご相談ください。

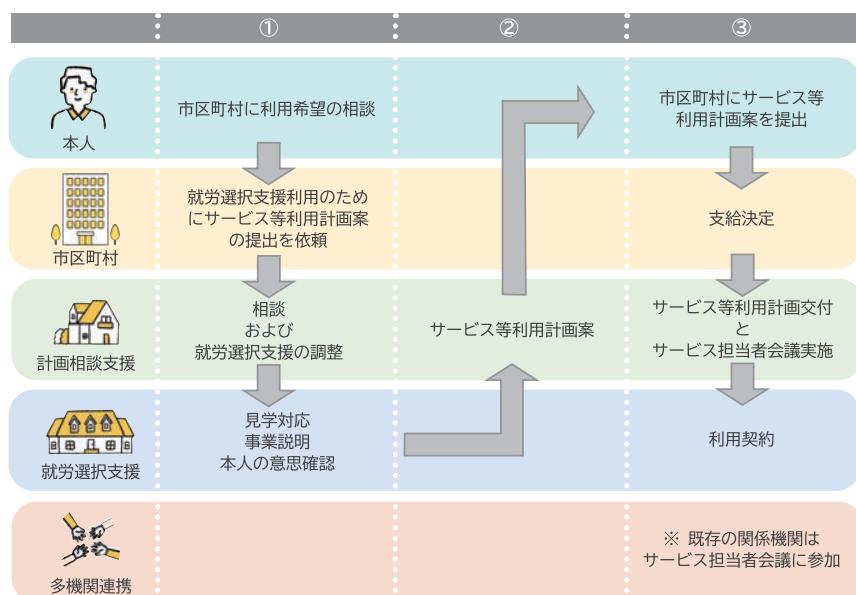


【就労選択支援のイメージ】



サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） ・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	令和7年10月から原則利用 希望に応じて利用	希望に応じて利用
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

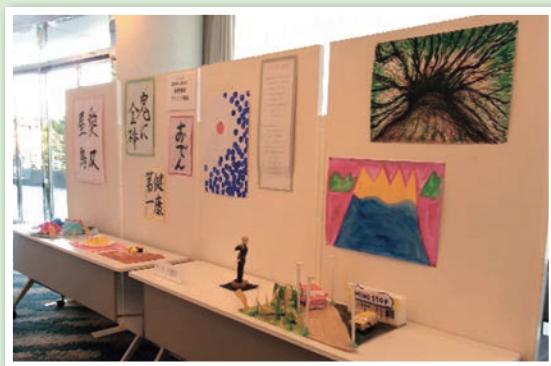
サービス利用までの流れ



利用開始に向けた手続きの流れは上記のようになります。市区町村や事例によっては、変更となる場合もありますので、どのような流れになるのか、地域の中で確認していくことが望ましいです。

出典：就労選択支援実施マニュアル（厚生労働省）

令和6年度こころの健康フェスティバル 芸術展



精神科病院やクリニック等で制作された多くの作品が訪れた方たちの目を楽しませてくれました。



第61回精神保健福祉岐阜県大会 こころの健康フェスティバルのご案内

日時：令和7年11月18日（火）

場所：ソフトピアジャパンセンタービル1F セミナーホール 大垣市加賀野4丁目1-7

プログラム

13:00～	受付開始
13:30～13:35	開会セレモニー
13:35～13:50	功労者表彰
14:00～14:50	私の主張発表・私たちの活動報告Ⅳ
15:00～16:30	演題 「人類みな神経発達症」：児童期から成人期まで ASD・ADHDがボーダレスである話 講師 小坂浩隆先生（福井大学医学部精神医学講座教授）

入場無料
(要予約)

※特別講演だけでも参加できます。

※精神科病院や福祉サービス事業所で制作された作品の展示も同時開催します。

入会のご案内

岐阜県精神保健福祉協会は会員を募集しています

◆活動目的 岐阜県における精神保健の向上を図り、県民の福祉を増進すること

◆事業 こころの健康フェスティバルの開催、講演会の開催、機関誌の発行、メンタルレターの発行

※会員の方には、上記の催物のご案内と機関誌等を無料配布いたします。

◆会費 個人会員 1,000円

団体会員 精神科病院協会所属の精神科病床を有する病院

病床数×1,000円

総合病院、一般企業、福祉法人、任意団体、精神科クリニック等
5,000円～10,000円

◆入会の方法 メール、電話、FAXでお申し込みください。

（入会申込書はホームページからダウンロードすることもできます）

★会員の方で住所変更等がありましたら、事務局までご一報ください。



機関誌の原稿を募集しています

機関誌「ぎふ精神保健福祉」に掲載する原稿を広く募集しています。研究論文、実践報告、随筆、感想文などの形式は問いません。
協会事務局までお気軽にご連絡ください。

岐阜県精神保健福祉協会事務局

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1

岐阜県福祉・農業会館3F

TEL&FAX (058) 273-5720

E-mail : seisinhoken-ni@friend.ocn.ne.jp

URL:https://seisinhoken.sakura.ne.jp